

板橋区観光振興ビジョン策定支援業務委託募集要項

1 件名

板橋区観光振興ビジョン策定支援業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

平成 29 年（2017 年）に、「歴史が結ぶ、懐かしさと新しさに出会えるまち」を基本理念に「板橋区観光振興ビジョン 2025」を策定し、現在まで取り組んできたところではありますが、社会経済動向の変化により、新たな施策展開が求められています。

こうしたなか、アフターコロナを見据えて訪日外国人を含めた観光客の誘致をはじめ、板橋区の魅力を国内外に発信できるような新たなビジョンを策定する必要があります。

当該業務は、令和 8 年度を始期とする次期ビジョンの策定を目的とし、観光振興施策の企画立案支援や観光情報の効果的な発信業務の提案を受け、価格だけではなく、専門性・技術力・企画力等を総合的に判断して事業者を選定します。

3 契約期間

契約確定日から令和 7 年 3 月 31 日まで。ただし、契約期間に係る履行評価の結果に基づき、次年度の契約更新の判断を行います。（最大令和 7 年度までの契約更新を想定しています。）

4 契約上限額

令和 6 年度 14,755,000 円（税込）

2 か年総額（予定） 25,000,000 円（税込）

※ 2 か年総額の範囲内で令和 7 年度については提案してください。

5 委託内容

別紙 1 「板橋区観光振興ビジョン策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり

6 区が求める提案内容

- （1）現状の業務分析や課題の把握・整理をするにあたり、コロナ禍を含めた社会経済情勢の変化や観光ニーズなど今後の方向性を判断するために重要な参考数値・資料等を提案・収集・分析する企画提案がされているか。
- （2）板橋区の特徴を把握し、多様な媒体を活用した効果的な情報発信の手法が提案されているか。また、アフターコロナを見据えた観光プロモーションの施策（イベントを含む）が提案されているか。

- (3) 外国人観光客の受け入れ（インバウンド）や若い世代の集客及び定住の視点が盛り込まれているか。
- (4) 既存の観光ボランティア等の育成や外国人を含めた区内外からの観光客を迎える体制づくりが提案されているか。
- (5) 検討委員会、作業部会、区民検討会議の開催及び審議に必要な資料作成や議論を円滑に進めるための技術的な支援（資料、人員、ファシリテーターの経験等）を行えるか。
- (6) 検討委員会、作業部会、区民検討会議で出された意見等を整理のうえ、今後の方向性を提案し、素案・最終案等をまとめることが可能な提案となっているか。

7 参加資格要件

以下の項目を全て満たしている場合に参加できます。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格取得者）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成 17 年 3 月 31 日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。

8 参加申込手続・プレゼンテーション

上記の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出してください。

(1) 1次審査

①提出書類

- ・プロポーザル方式参加申込書（様式 1） 1 部
- ・提案書 会社名記載のあるものを 1 部及び会社名記載のないものを 7 部
- ・会社概要書 1 部
- ・見積書（内訳付） 1 部

別紙 1「板橋区観光振興ビジョン策定支援業務委託仕様書（案）」を参照し、令和 7 年度までの見積額を年度ごとに算出したうえで作成してください。

- ・実績一覧表 1部
過去5年間（令和元年度～令和5年度）において、本業務と同等の観光振興ビジョンの策定及びそれに類するコンサルタントの業務実績がある場合。なお、該当する実績のうち、同一案件を単年度ごとに継続契約している場合は、1件としてまとめて記載してください。
- ・財務諸表（損益計算書、貸借対照表） 1部
- ・法人の履歴事項全部証明書 1部
- ・審査結果通知送付用封筒 1枚
(長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、84円切手を貼付してください。)

②提出期限

令和6年3月12日(火)17時必着

③提出方法

「15 提出先・問い合わせ窓口」へ直接持参又は簡易書留にて提出してください。

④提出先

産業経済部くらしと観光課観光振興係

〒173-0004 板橋区板橋2-65-6 情報処理センター6階

※提出された書類は返却しません。

※閉庁日の提出はできません。

⑤費用

本プロポーザル方式の参加に要する費用は、全額参加者の負担とします。

⑥注意事項等

- ・提案書は原則A4サイズで作成し、ページ番号を付番してください。
- ・色の指定、両面・片面印刷、印刷方向等の指定はありません。
- ・提出された書類の再提出又は記載内容の変更は認めません。

(2) 2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。2次審査結果通知送付用封筒1枚（長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、84円の切手を貼付したもの）をプレゼンテーション当日にご持参ください。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。

※追加資料の提出、資料の配付は認めません。

9 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

①審査方法

参加資格要件を満たしているか審査します。参加者が5者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

②審査項目及び審査基準

別表1「1次審査表」のとおり

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

①審査方法

提案書を基にプレゼンテーション（発表：15分、質疑応答：10分）をしていただき、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としません。

②審査項目及び審査基準

別表2「2次審査表」のとおり

③注意事項

・紙を用いたプレゼンテーションとなります。（プロジェクターなどの投影機器はごさいません。）

・提案開始予定時刻の10分前（厳守）には控室で待機してください。提案開始時刻は前後する可能性があるため、区の担当者に呼ばれたらプレゼンテーション会場に入室してください。

10 質問及び回答

質問はメールで受け付け、全ての参加者が確認できるよう区のホームページにて回答します。質問期限、質問送付先メールアドレスについては下記スケジュール、問い合わせ先を参照ください。

11 契約方法

- (1) 選定された提案採用者は、提出された提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、「4 契約上限額」に記載されている金額の範囲内で、区と委託契約を締結することとします。
- (2) 協議によって、提出された提案書等の内容と仕様書が異なる場合があります。
- (3) 別紙1「板橋区観光振興ビジョン策定支援業務委託仕様書（案）」及び提案書に記載された事項が履行できなかった場合には、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとします。
- (4) 提案採用者が辞退、または特別な理由（提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など）により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をし

ます。

12 スケジュール

公募期間（申込受付期間）	令和6年2月20日(火) ～令和6年3月12日(火)17時まで
質問期限	令和6年2月29日(木)17時まで
質問に対する回答	令和6年3月5日(火)回答予定
参加申込書等提出期限	令和6年3月12日(火)17時必着
1次審査の結果通知	令和6年3月18日(月)
2次審査(プレゼンテーション)	令和6年3月25日(月)14時を予定
2次審査の結果通知・公表	令和6年4月4日(木)

13 プロポーザル方式の結果公表について

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

14 予算措置について

本プロポーザル方式は、令和6年度予算の成立（板橋区議会で3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がありますのでご了承ください。

15 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

16 その他

- (1) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとします。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。
- (4) 本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、区及び受託者との間で別途協議とします。
- (5) メールの通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとします。

- (6) 委託内容に個人情報を取扱う業務が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。

17 問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目 65 番 6 号 情報処理センター 6 階

板橋区産業経済部観光振興課観光振興係 担当：澤本、松永

電話： 03-3579-2251

E-mail： kb-kankou@city.itabashi.tokyo.jp